

割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p><b>第1章 信用購入あっせん業者等の監督に関する基本的考え方</b> (略)</p> <p><b>第2章 信用購入あっせん業者等に対する監督</b> (中略)</p> <p><b>II-2-2-4 その他【信用購入あっせん業者対象項目】</b> 信用購入あっせん業者においては、業務の効率化等の関係から、一部の業務を第三者に委託するケースが見られるが、購入者等の利益の保護を図る観点から、その委託を受けた者（以下「委託先」という。）における適確な業務の遂行を確保するため、委託先の管理及び監督に係る体制を整備し、それを適確に運用することが重要である。</p> <p>また、割販法においては、購入者等による債務不履行が発生した場合にも、購入者等に一方的に不利な契約とならないよう契約解除の制限及び損害賠償額の上限等の規定が設けられており、これらの履行のための体制の整備も求められる。</p> <p>さらに、クレジット取引が犯罪により得た資金の洗浄（マネーロンダリング）等の犯罪収益の拡大手段として利用されないよう、犯収法上の義務の履行も必須である。</p> <p>これらを踏まえ、信用購入あっせん業者においては以下の事項に係る取組が求められている。</p> <p>(中略)</p>	<p><b>第1章 信用購入あっせん業者等の監督に関する基本的考え方</b> (略)</p> <p><b>第2章 信用購入あっせん業者等に対する監督</b> (中略)</p> <p><b>II-2-2-4 その他【信用購入あっせん業者対象項目】</b> 信用購入あっせん業者においては、業務の効率化等の関係から、一部の業務を第三者に委託するケースが見られるが、購入者等の利益の保護を図る観点から、その委託を受けた者（以下「委託先」という。）における適確な業務の遂行を確保するため、委託先の管理及び監督に係る体制を整備し、それを適確に運用することが重要である。</p> <p>また、割販法においては、購入者等による債務不履行が発生した場合にも、購入者等に一方的に不利な契約とならないよう契約解除の制限及び損害賠償額の上限等の規定が設けられており、これらの履行のための体制の整備も求められる。</p> <p>さらに、クレジット取引が犯罪により得た資金の洗浄（マネーロンダリング）等の犯罪収益の拡大手段として利用されないよう、犯収法上の義務の履行も必須である。</p> <p>これらを踏まえ、信用購入あっせん業者においては以下の事項に係る取組が求められている。</p> <p>(中略)</p>

II-2-2-4-3 犯収法等に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】

クレジット事業者が組織犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）及びテロリズムへの資金供与にクレジット取引を悪用され、犯罪収益の移転を助長すること等を防ぎ、クレジット取引に対する信頼を確保するためにも、犯収法に規定する取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出（以下「取引時確認等の措置」という。）及びリスクベース・アプローチを含む「クレジットカード業におけるマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）に記載された措置に関する内部管理体制を整備することは重要な意義を有している。

このため、包括信用購入あっせん業者は、取引時確認等の措置及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、以下の点に留意しなければならない。

※リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

(1) 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じていること。

(2) 取引時確認等の措置の実施に関する社内規則等を定めていること。

(3) 取引時確認等の措置に関して役職員に対し教育訓練を実施することとしていること。

II-2-2-4-3 犯収法に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】

クレジット事業者が組織犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）及びテロリズムへの資金供与にクレジット取引を悪用され、犯罪収益の移転を助長すること等を防ぎ、クレジット取引に対する信頼を確保するためにも、犯収法に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出（犯収法第11条に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理体制を整備することは重要な意義を有している。

このため、包括信用購入あっせん業者は、取引時確認等の措置について以下の点に留意しなければならない。

(1) 取引時確認等の措置を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、犯収法第11条各号に掲げる措置を講じていること。

(新設)

(新設)

(4) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者を選任していること。

(5) クレジットカードは、一旦交付等が行われると、国内外を問わず販売店等において利用することができるという特性を有することから、クレジットカード等が交付される時点までに取引時確認が実施されていること。

(6) 疑わしい取引の届出については、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」（平成31年4月1日経済産業省商取引監督課）を参考としていること。

(7) 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、リスクに応じて、社内規則等を定め、これに基づき業務を実施する体制となっていること。

※取引時確認等の措置及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に関する監督手法・対応

包括信用購入あっせん業者の取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに記載された措置に関する内部管理体制の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて割販法第40条第3項の規定に基づく報告を求めることを通じて、包括信用購入あっせん業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、取引時確認等の措置又は「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置（リスクに応じた措置）に係る体制整備の観点から重大な問題があると認められる場合には、割販法第33条の5の規定に基づく改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

(新設)

(2) クレジットカードは、一旦交付等が行われると、国内外を問わず販売店等において利用することができるという特性を有することから、クレジットカード等が交付される時点までに取引時確認が実施されていること。

(3) 疑わしい取引の届出については、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」（平成25年4月1日経済産業省商取引監督課）を参考としていること。

(新設)

(中略)

**II-2-2-5-2 加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】**

(中略)

1. (略)

**2. 加盟店調査及び措置**

(1)～(3) (略)

(4) 基本的事項、取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者<sup>1</sup>に報告する旨を加盟店契約に規定する等、基本的事項等の変更を把握するための措置を講じていること。

(5)～(12) (略)

(中略)

**第3章 信用購入あっせん業者等に対する検査**

(中略)

**III-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目**

包括信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、包括信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官は包括信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

(中略)

**II-2-2-5-2 加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】**

(中略)

1. (略)

**2. 加盟店調査及び措置**

(1)～(3) (略)

(4) 基本的事項、取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者<sup>1</sup>に報告する旨を加盟店契約に規定する等、基本的事項の変更を把握するための措置を講じていること。

(5)～(12) (略)

(中略)

**第3章 信用購入あっせん業者等に対する検査**

(中略)

**III-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目**

包括信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、包括信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官は包括信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、購入者等の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者  
に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には含  
まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙2の記載が  
ある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第  
33条の2第1項第11号に規定する包括信用購入あっせんの公正  
かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは  
認められないことから、割販法第33条の5に規定する行政処分の  
対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙3の記載  
がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法  
第30条の2の2の規定に違反するものとして、割販法第30条の  
5の3に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することと  
する。

(中略)

#### Ⅲ-4-1-1-1 財務比率等に関する義務

- (1) 資本金又は出資の額が法定基準を満たしているか。(割販  
法第33条の2第1項第3号、割販法政令第5条第2項)
- (2) 純資産比率(純資産額を資本金又は出資の額で除した比  
率)が法定基準を満たしているか。(割販法第33条の2  
第1項第4号)

(中略)

#### Ⅲ-4-2-2-2 苦情処理

1. ~3. (略)

なお、法令の義務規定には該当しないものの、購入者等の利益の  
保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者  
に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には含  
まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙2の記載が  
ある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第  
33条の2第1項第10号に規定する包括信用購入あっせんの公正  
かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは  
認められないことから、割販法第33条の5に規定する行政処分の  
対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙3の記載  
がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法  
第30条の2の2の規定に違反するものとして、割販法第30条の  
5の3に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することと  
する。

(中略)

#### Ⅲ-4-1-1-1 財務比率等に関する義務

- (1) 資本金又は出資の額が法定基準を満たしているか。(割販  
法第33条の2第1項第2号、割販法政令第5条第2項)
- (2) 純資産比率(純資産額を資本金又は出資の額で除した比  
率)が法定基準を満たしているか。(割販法第33条の2  
第1項第3号)

(中略)

#### Ⅲ-4-2-2-2 苦情処理

1. ~3. (略)

#### 4. 抗弁に係る対応

(1) 抗弁権の接続に関する対応は適切か。(割販法第30条の4) なお、リボルビング方式においては、支払停止の抗弁を主張されている商品等に係る弁済の有無について、割販法に定める充当方法により計算し、当該商品等に係る弁済があるときに抗弁が認められていること、また、弁済充当を行わずに、抗弁を主張されている商品等の現金価格に相当する金額を残債務から控除して請求することも許容されることに留意する。

(2) (略)

(中略)

#### Ⅲ-4-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理

##### 1. クレジットカード番号等の適切な管理に係る体制整備

(1) クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第66条第1項第1号、第3号)

(2) (略)

(3) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムから

#### 4. 抗弁に係る対応

(1) 抗弁権の接続に関する対応は適切か。(割販法第30条の4第2項) なお、リボルビング方式においては、支払停止の抗弁を主張されている商品等に係る弁済の有無について、割販法に定める充当方法により計算し、当該商品等に係る弁済があるときに抗弁が認められていること、また、弁済充当を行わずに、抗弁を主張されている商品等の現金価格に相当する金額を残債務から控除して請求することも許容されることに留意する。

(2) (略)

(中略)

#### Ⅲ-4-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理

##### 1. クレジットカード番号等の適切な管理に係る体制整備

(1) クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第132条第1号、審査基準(別紙2) 2. (2) ①)

(2) (略)

(3) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムから

の漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。(割販法省令第132条第2号、審査基準(別紙2)2.(2)③)

(4) 自社が利用者等に付与したクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該利用者以外の者による不正利用を防止するため、不正利用検知モニタリングの実施やクレジットカード番号等の差し替え等の必要な措置を実施する体制を整備しているか。(割販法省令第132条第3号、審査基準(別紙2)2.(2)④)

(5) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、類似の漏えい等の事故を再発防止するための措置を検討し、実施する体制を整備しているか。(割販法省令第132条第4号、審査基準(別紙2)2.(2)③)

(6) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に関係機関、関係事業者への連絡体制を整備しているか。事故発生時に迅速かつ適切な対応を実施するよう役職員に周知しているか。(割販法省令第132条第2号、審査基準(別紙2)2.(2)③)

(7)・(8) (略)

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

(1)～(2) (略)

(3) クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先

の漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。(省令第132条第2号、審査基準(別紙2)2.(2)③)

(4) 自社が利用者等に付与したクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該利用者以外の者による不正利用を防止するため、不正利用検知モニタリングの実施やクレジットカード番号等の差し替え等の必要な措置を実施する体制を整備しているか。(省令第132条第3号、審査基準(別紙2)2.(2)④)

(5) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、類似の漏えい等の事故を再発防止するための措置を検討し、実施する体制を整備しているか。(省令第132条第4号、審査基準(別紙2)2.(2)③)

(6) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に関係機関、関係事業者への連絡体制を整備しているか。事故発生時に迅速かつ適切な対応を実施するよう役職員に周知しているか。(省令第132条第2号、審査基準(別紙2)2.(2)③)

(7)・(8) (略)

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

(1)～(2) (略)

(3) クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先

との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。(割販法省令第133条第2項各号)

(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。

(割販法省令第133条第2項、審査基準(別紙2)2.(2))

⑤)

(中略)

### Ⅲ-4-2-4-3 犯収法等に係る事項

#### 1. 取引時確認及び取引時確認記録の作成等

(1)～(10) (略)

#### 2. 疑わしい取引の届出

(1)・(2) (略)

(3) 疑わしい取引の届出を行うため、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」(平成31年4月1日経済産業省商取引監督課)を参考としているか。(犯収法第8条)

#### 3. 取引時確認等の措置に係る体制整備

(1) 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つため

との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。(割販法省令第133条第2項各号)

(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。

(審査基準(別紙2)2.(2)⑤)

(中略)

### Ⅲ-4-2-4-3 犯収法に係る事項

#### 1. 取引時確認及び取引時確認記録の作成等

(1)～(10) (略)

#### 2. 疑わしい取引の届出

(1)・(2) (略)

(3) 疑わしい取引の届出を行うため、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」(平成25年4月1日経済産業省商取引監督課)を参考としているか。(犯収法第8条)

(新設)



の措置を講じているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号)

(2) 取引時確認等の措置の実施に関する社内規則等を定めているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第3号)

(3) 取引時確認等の措置に関して役職員に対する教育訓練を実施することとしているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号)

(4) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者を選任しているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号)

(削る)

#### 4. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に係る体制整備

「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、リスクに応じて、社内規則等を定め、これに基づき業務を実施する体制となっているか。(割販法省令第66条第1項第3号又は第4号)

### Ⅲ－5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

個別信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査

### 3. 取引時確認等を的確に行うための措置

取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、犯収法第11条各号に掲げる措置を講じているか。(犯収法第11条)

(新設)

### Ⅲ－5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

個別信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査

項目は、個別信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官は個別信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、消費者の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には含まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙2の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第35条の3の26第1項第9号に規定する個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは認められないことから、割販法第35条の3の31に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙3の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第35条の3の4の規定に違反するものとして、割販法第35条の3の21に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

(中略)

### Ⅲ-5-2-1-1 与信審査等

1. ~4. (略)

#### 5. 特定取引に係るクレジット契約時調査

(1)・(2) (略)

項目は、個別信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官は個別信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、消費者の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には含まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙2の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第35条の3の26第1項第9号に規定する個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは認められないことから、割販法第35条の3の31に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙3の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第35条の3の4の規定に違反するものとして、割販法第30条の5の3に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

(中略)

### Ⅲ-5-2-1-1 与信審査等

1. ~4. (略)

#### 5. 特定取引に係るクレジット契約時調査

(1)・(2) (略)

(3) クレジット契約に係る申込受付時の購入者等に対する調査を社内規則等に基づき行っているか。(割販法省令第75条第2号、割販法省令第76条第11項、第12項)

(4)～(7) (略)

(中略)

### Ⅲ-6-1-1 変更届出

登録事項に変更があった場合は、当該変更事項に係る変更届出書を遅滞なく提出しているか。(割販法第35条の17の6第1項)

(中略)

### Ⅲ-6-2-1 加盟店調査及び措置

1. (略)

#### 2. 加盟店調査及び措置

(1)～(3) (略)

(4) 基本的事項、取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告する旨を加盟店契約に規定する等、基本的事項等の変更を把握するための措置を講じているか。(割販法省令第133条の3第1項第3号)

(5)～(12) (略)

(中略)

(3) クレジット契約に係る申込受付時の購入者等に対する調査を社内規則等に基づき行っているか。(割販法省令第75条第1号、割販法省令第76条第11項、第12項)

(4)～(7) (略)

(中略)

### Ⅲ-6-1-1 変更届出

登録事項に変更があった場合は、当該変更事項に係る変更登録届出書を遅滞なく提出しているか。(割販法第35条の17の6第1項)

(中略)

### Ⅲ-6-2-1 加盟店調査及び措置

1. (略)

#### 2. 加盟店調査及び措置

(1)～(3) (略)

(4) 基本的事項、取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告する旨を加盟店契約に規定する等、基本的事項の変更を把握するための措置を講じているか。(割販法省令第133条の3第1項第3号)

(5)～(12) (略)

(中略)

### Ⅲ-6-2-3 クレジットカード番号等の管理

#### 1. クレジットカード番号等の取扱い

- (1) クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号、第3号)
- (2) (略)
- (3) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムからの漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。(割販法省令第133条の11、審査基準(別紙2)4.(2)③)
- (4) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、類似の漏えい等の事故を再発防止するための措置を検討し、実施する体制を整備しているか。(割販法省令第133条の11、審査基準(別紙2)4.(2)③)
- (5) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に関係機関、関係事業者への連絡体制を整備しているか。事故発生時に迅速かつ適切な対応を実施するよう役職員に周知しているか。(割販法省令第

### Ⅲ-6-2-3 クレジットカード番号等の管理

#### 1. クレジットカード番号等の取扱い

- (1) クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。(審査基準(別紙2)4.(2)①)
- (2) (略)
- (3) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムからの漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。(審査基準(別紙2)4.(2)③)
- (4) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、類似の漏えい等の事故を再発防止するための措置を検討し、実施する体制を整備しているか。(審査基準(別紙2)4.(2)③)
- (5) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に関係機関、関係事業者への連絡体制を整備しているか。事故発生時に迅速かつ適切な対応を実施するよう役職員に周知しているか。(審査基準(別

133条の11、審査基準（別紙2）4.（2）③  
（6）・（7）（略）

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

（1）クレジットカード番号等の管理者を限定する等、自社の役員によるクレジットカード番号等の不正な取扱いを防止するための措置を講じているか。（割販法省令第133条の11、審査基準（別紙2）4.（2）⑤）

（2）実行計画の対象となるクレジットカード番号等について、実行計画に掲げられた漏えい等の事故の防止措置又はそれと同等以上の措置を講ずることを定め、これらの措置を講じているか。また、毎年の実行計画の見直し等を踏まえて、自社の漏えい等の事故の防止措置について見直しているか。

実行計画の対象ではないクレジットカード番号等については、不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な漏えい等の事故の防止措置を定め、当該措置を実施しているか。

（割販法省令第133条の11、審査基準（別紙2）4.（2）②）

（3）クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止、原因究明調査及び再発防止措置等を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合

紙2）4.（2）③  
（6）・（7）（略）

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

（1）クレジットカード番号等の管理者を限定する等、自社の役員によるクレジットカード番号等の不正な取扱いを防止するための措置を講じているか。（割販法省令第132条第1項第5号、審査基準（別紙2）4.（2）⑤）

（2）実行計画の対象となるクレジットカード番号等について、実行計画に掲げられた漏えい等の事故の防止措置又はそれと同等以上の措置を講ずることを定め、これらの措置を講じているか。また、毎年の実行計画の見直し等を踏まえて、自社の漏えい等の事故の防止措置について見直しているか。

実行計画の対象ではないクレジットカード番号等については、不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な漏えい等の事故の防止措置を定め、当該措置を実施しているか。

（審査基準（別紙2）4.（2）②）

（3）クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止、原因究明調査及び再発防止措置等を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合

<p>には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。(割販法省令第133条の11)</p> <p>(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。 (割販法省令第133条の11、審査基準(別紙2)4.(2)④)</p> <p>3. (略)</p>	<p>には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。(省令第133条の11)</p> <p>(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。 (省令第133条の11)</p> <p>3. (略)</p>
--	--